

復興推進会議について

(1) 復興推進会議構成員

議 長：野田 佳彦 内閣総理大臣

副 議 長：平野 達男 復興大臣

議 員：議長及び副議長以外の全ての国務大臣

内閣官房副長官

松下 忠洋 復興副大臣

末松 義規 復興副大臣

中塚 一宏 復興副大臣

柳澤 光美 経済産業副大臣

津川 祥吾 復興大臣政務官

郡 和子 復興大臣政務官

吉田 泉 復興大臣政務官

大串 博志 復興大臣政務官

浜田 和幸 外務大臣政務官

(2) 復興推進會議幹事會名簿

內閣法制次長

復興庁事務次官

內閣府事務次官

警察庁長官

金融庁長官

消費者庁長官

總務事務次官

法務事務次官

外務事務次官

財務事務次官

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

農林水産事務次官

經濟産業事務次官

国土交通事務次官

環境事務次官

防衛事務次官

(3) 復興推進会議関係条文

1 復興庁設置法（平成23年法律第125号）【抄】

第四節 復興推進会議等

（復興推進会議）

第13条 復興庁に、復興推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。
- 二 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

第14条 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 副議長は、復興大臣をもって充てる。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 議長及び副議長以外の全ての国务大臣
- 二 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

5 会議に、幹事を置く。

6 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

2 復興推進会議令（平成24年政令第23号）

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）第十四条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第1条 議長は、会務を総理する。

（副議長）

第2条 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第3条 復興推進会議の庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。

（復興推進会議の運営）

第4条 前三条に定めるもののほか、議事の手続その他復興推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興推進会議に諮って定める。